

その他

●島根県特例子会社等設立支援事業助成金

障がい者の雇用環境に配慮した特例子会社^(注1)又は重度障がい者多数雇用事業所^(注2)(以下「特例子会社等」という。)を島根県内に設立する事業主に対して、設立に係る事務経費の一部を助成します。

(注1) 特例子会社とは

事業主が障がい者の雇用に特別の配慮をして設立した子会社で、一定の要件を満たし、国の認定を受けたものが特例子会社です。特例子会社に雇用されている労働者を、親会社に雇用されているものとみなして、障がい者実雇用率を算定することができます。

(注2) 重度障がい者多数雇用事業所とは

現に雇用している重度障がい者等(重度身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者)の数が10人以上であり、かつ、当該重度障がい者等である労働者の数の現に雇用している労働者の数のうちに占める割合が20%以上である事業所

【問】島根県 雇用政策課多様な就業支援係 殿町1 ☎0852-22-6562

●しまね障がい者就労応援企業(『しまねゆめいくカンパニー』認定制度)

障がい者雇用を積極的に行う、又は障がい者就労支援事業所等や重度障がい者多数雇用事業所の商品・サービスを積極的に購入して施設利用者の工賃向上や重度障がい者の雇用に寄与するといった形で障がい者の自立支援に貢献している企業を、島根県が認定します。

【問】島根県 障がい福祉課 殿町1 ☎0852-22-6690

相談支援機関の連絡先

●ハローワーク松江(公共職業安定所) ☎0852-22-8609(43#)

障がいのある方の雇用や職場定着に係る相談及び各種助成制度を含む支援メニューの活用等について相談ができます。また、職場定着や雇用管理に関する支援を行います。

●松江障害者就業・生活支援センターぷらす ☎0852-60-1870

障がい特性を踏まえた雇用管理等の相談にのります。また、障がいのある方に対して、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行います。

●島根労働局 職業安定部 職業対策課 向島町134-10 松江地方合同庁舎5F ☎0852-22-7021

一般の従業員の方を主な対象に、精神・発達障がいについての正しい理解と知識を持って、精神・発達障がい者を温かく見守る応援者＝「精神・発達障がい者しごとサポーター」となっていただくため、「精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座」を開催しています。

●島根障害者職業センター(独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部) 春日町532 ☎0852-21-0900

ジョブコーチによる職場適応の支援を行います。

- ① 配置型 島根障害者職業センターに所属するジョブコーチが課題解決のサポートを行います。
- ② 訪問型 就労支援を行っている社会福祉法人等に所属するジョブコーチを派遣します。
- ③ 企業在籍型 自社の従業員がジョブコーチ養成研修を受けて自社で雇用する障がい者の支援を行います。助成金制度があります。

●島根労働局職業安定部助成金相談センター 向島町134-10 松江地方合同庁舎4F ☎0852-22-7029

各種助成金の支給申請等の手続きに係る相談ができます。

発行(初版 令和元年10月 改訂 令和5年7月)

松江市健康福祉部障がい者福祉課 ☎0852-55-5304 FAX0852-55-5309
E-mail s-fukushi@city.mtsue.lg.jp

まつえ障がい福祉ガイドブック～ 就労編 ～

(障がいのある方の雇用を検討する事業主の皆様向け)

障がいのある方を実習生として受け入れたい。試行的に働いてもらいたい場合

相談は？

●ハローワーク松江(公共職業安定所) 向島町134-10 松江地方合同庁舎2F

障がいのある方を雇用するにあたっての様々な相談ができます。

障がい者専門の職業相談・紹介窓口があり、就職を希望する障がい者の多くが求職登録しています。

ハローワークの紹介により雇用した場合は、特定求職者雇用開発助成金など(次の助成制度参照)の支給対象となる場合があります。

求職活動をしている障がい者と複数の企業が一堂に会する「障がい者就職面接会」も開催しています。

☎0852-22-8609(43#)

●島根障害者職業センター(独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部) 春日町532

事業主に対する専門的な支援を行っています。

障がい者の雇入れ計画や、職場配置、職務設計、職場での配慮や業務の指導方法についての助言、従業員への研修などを行っています。

☎0852-21-0900

助成制度は？

●障がい者チャレンジ事業

雇用を前提としない10日程度の実習を行うことで、「知る・雇う」きっかけづくりを行います。事業主へ奨励金が支給されます。

【問】松江障害者就業・生活支援センターぷらす 寺町198-61 寺町プラザ2F ☎0852-60-1870

●障がい者トライアル雇用事業

ハローワーク等の紹介により、障がいのある方を一定期間試用雇用することで、その適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとしていただくことを目的とした制度であり、一定の要件を満たした事業主に助成金が支給されます。

(支給額)

・精神障がい者

1人につき月額最大8万円(4か月目以降は月額最大4万円)(最長6か月)

・精神障がい者以外の障がい者

1人につき月額最大4万円(最長3か月)

・精神障がい者又は発達障がい者で、試行雇用期間中に週20時間以上の就労を目指す場合

1人につき月額最大4万円(最長12か月)

【問】ハローワーク松江(公共職業安定所) 向島町134-10 松江地方合同庁舎2F ☎0852-22-8609(43#)

障がいのある方を雇用するとき

障がいのある方の雇用を継続する

助成制度は？

●特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

障がいのある方などの就職困難者を、ハローワーク等の紹介により、継続雇用する労働者^(※1)（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に助成金が支給されます。

（支給額）

- ・身体・知的障がい者（短時間労働者以外）
中小企業：120万円（2年）／中小企業以外：50万円（1年）
- ・重度障がい者等（重度障がい者、45歳以上の障がい者、精神障がい者）（短時間労働者以外）
中小企業：240万円（3年）／中小企業以外100万円（1年6か月）
- ・短時間労働者^(※2)である障がい者
中小企業：80万円（2年）／中小企業以外：30万円（1年）

●特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）

障がい者手帳を持たない発達障がいや難病のある方を、ハローワーク等の紹介により、継続雇用する労働者^(※1)（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に助成金が支給されます。

（支給額）

- ・短時間労働者以外 中小企業：120万円（2年）／中小企業以外：50万円（1年）
- ・短時間労働者^(※2) 中小企業：80万円（2年）／中小企業以外：30万円（1年）

●人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）

障がい者の職業能力の開発・向上のために、対象障がい者に対して行う障害者職業能力開発訓練事業を行うための施設または設備の設置・整備・更新を行う事業主及び対象障がい者に対して障害者職業能力開発訓練事業を行う事業主に対して助成金が支給されます。

※障害者職業能力開発訓練事業の要件や支給額の詳細については、ハローワーク松江または島根労働局職業安定部助成金センターへおたずねください。

【問】○ハローワーク松江（公共職業安定所）向島町134-10 松江地方合同庁舎2F
☎0852-22-8609（43#）

○島根労働局職業安定部助成金相談センター 向島町134-10 松江地方合同庁舎4F
☎0852-22-7029



助成制度は？

○キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）

障がい者の雇用を促進するとともに職場定着を図るために、次の①または②のいずれかに該当する措置を継続的に講じた場合に支給されます。

① 有期雇用労働者を正規雇用労働者（多様な正社員を含む）または無期雇用労働者に転換すること

② 無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換すること

（支給額）
重度身体障がい者、重度知的障がい者、精神障がい者 ☞ 有期雇用→無期雇用 中小企業：120万円（1年）／中小企業以外90万円（1年）
有期雇用→無期雇用、無期雇用→正規雇用 中小企業：60万円（1年）／中小企業以外45万円（1年）
重度以外の身体または知的障がい者、発達障がい者 ☞ 有期雇用→無期雇用 中小企業：90万円（1年）／中小企業以外67.5万円（1年）
難病患者、高次脳機能障がいと診断された方
有期雇用→無期雇用、無期雇用→正規雇用 中小企業：45万円（1年）／中小企業以外33万円（1年）

○障がい者雇用に関する税制優遇制度 助成金の非課税措置（法人税・所得税）、事業所税の軽減措置（資産割、従業員割）

※利用にあたっては、ハローワークで要件確認の手続きが必要です。要件を満たしている場合には証明書が交付されます。

【問】ハローワーク松江（公共職業安定所）向島町134-10 松江地方合同庁舎2F ☎0852-22-8609（43#）

●障害者雇用納付金制度 常時雇用している労働者数が100人を超える事業主は障害者法定雇用率（2.3%：令和5年4月1日現在）未達成の場合には納付金を収める義務が生じます。この納付金を財源として以下の障害者雇用調整金及び報奨金を支給しています。また、以下に掲げる各種助成金の要件を満たす場合は、当該助成金の申請対象となる可能性があります。

▶障害者雇用調整金

常時雇用している労働者数が100人を超える事業主で障害者法定雇用率を超えて障がい者を雇用している場合は、その超えて雇用している障がい者数に応じて1人につき月額27,000円の障害者雇用調整金を支給します。

▶報奨金

常時雇用している労働者数が100人以下の事業主で、各月の雇用障がい者数の年度間合計数が一定数（各月の常時雇用している労働者数の4%の年度間合計数又は72人のいずれか多い数）を超えて障がい者を雇用している場合は、その一定数を超えて雇用している障がい者の人数に21,000円を乗じて得た額の報奨金を支給します。

●助成金

・障害者作業施設設置等助成金

労働者である障がい者の障がい特性による就労上の課題を克服・軽減するための作業施設、トイレ、スロープ等の附帯施設もしくは作業設備の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。

・障害者福祉施設設置等助成金

労働者である障がい者の福祉の増進を図るため、障がい特性による課題に配慮した休憩室等の福祉施設の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。

・重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

重度障がい者を多数継続して雇用するために必要となる事業施設等の設置または整備を行うことと合わせて、障がい者を雇用する事業所としてのモデル性が認められる場合に、その費用の一部を助成します。

・障害者介助等助成金

労働者である障がい者の障がい特性に応じた雇用管理を適切に行うために必要となる業務に係る介助等の措置を行う場合に、その費用の一部を助成します。

・職場適応援助者助成金

職場適応に課題を抱える障がい者に対して、職場適応援助者による支援を行う場合に、その費用の一部を助成します。

・重度障害者等通勤対策助成金

労働者である障がい者の障がい特性による通勤等の課題を軽減または解消するための措置を行う場合に、その費用の一部を助成します。

【問】独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 高齢・障害者業務課 東朝日町267 ポリテクセンター島根内 ☎0852-60-1677